

コロナで本当に家計がピンチなら、「10万円」以外にもある施策を検討

当初の7都府県から全国へと対象が広がられた、新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言。暮らしへの影響も大きくなっており、新たな支援策が打ち出されました。

●休業補償の対象期間が延長に

第816号クルーレポートで、小学校の休校により仕事を休まざるを得なかった保護者の休業補償制度を取り上げましたが、その「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」(労働者の休業補償を行う企業が対象)と、「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」(企業などから委託を受けて仕事をするフリーランスが対象)の休業補償の対象となる期間が、2月27日から6月30日まで(当初は3月31日まで)、申請期間が9月30日まで(当初は6月30日まで)に延長されています。

●10万円の「特別定額給付金」

紆余曲折がありましたが、緊急経済対策の一つとして家計支援のための「特別定額給付金(仮称)」が実施されることになりました。当初の案であった「収入が激減している世帯に対する30万円の給付」に代わり、「国民1人あたり一律10万円の給付」が決定しています。

所得制限はなく、今年4月27日において住民基本台帳に記録されている人は、赤ちゃんからお年寄りまですべて給付の対象となります。

3か月を超える在留資格があつて住民登録をしている外国人も含まれ、住所が定まらない人(路上生活者やネットカフェ難民など)も、27日までに住民登録している市区町村があれば申請が可能です。ただ、住民登録が失効しているケースが多いと思われる、再登録する場合には27日を超えても受け付ける模様です。

住民登録されている住所と、実際

に生活している住所が異なっている場合も申請可能で、その中には、DV被害に遭い避難のため世帯主と別居している人もいると考えられます。そういったケースも、居所が加害者にばれずに必ず受け取れるよう、配慮のある給付方法を検討するとしています。

給付金の申請は、次のどちらかの方法で行います。

郵送申請・・・自治体から受給権者(世帯主)宛てに郵送された申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類と本人確認書類の写しを自治体に返送

オンライン申請・・・マイナンバーカード所持者であれば、マイナポータルから電子申請可

なお、やむを得ない場合に限り、感染拡大防止策の徹底を図ったうえでの窓口における申請・給付も認められます。

いつから給付開始かは自治体の準備次第ですが、早いところでは5月にも給付がはじまるようです。申請期限も決まっており、各自治体の郵送申請方式の申請受付開始日から3か月以内となっています。

●「住居確保給付金」の対象拡充

休業等に伴う収入減少で離職や廃業と同程度の状況に至り、住居を失うおそれが生じている人も、一定期間の家賃補助が受けられる「住居確保給付金」の対象となりました。

支給期間は原則3か月。求職活動を誠実にやっている場合は3か月延長可能です(最長9か月まで)。給付額の上限は自治体によって異なり、世帯人数によって決められた収入要件や資産要件もあります。

要件はやや厳しいですが、本当に家計がピンチになる前に利用を検討し、[自治体の自立相談支援機関](#)に問い合わせてみましょう。

●税金等の支払い猶予も

経済的な不安を感じている生活者、事業者に向け、社会保険料などの支払い猶予制度が設けられています。

・公的年金保険料の猶予

国民年金保険料を支払っている第1号被保険者は、「国民年金保険料免除・納付猶予制度」を利用できます。

事業者の場合は、厚生年金保険料の納付により事業の継続が困難になるなどの要件に該当するときは、厚生年金保険料の納付期限から6か月以内に管轄の年金事務所へ申請することにより、分割での納付が認められるといった猶予制度があります。

・健康保険料の猶予

国民健康保険、後期高齢者医療制度、公的介護保険料についても、減免や支払い猶予が認められる場合があるので、支払いが厳しい加入者は、住所地の自治体窓口にお問い合わせみてください。

事業者の場合は、健康保険料納付期限の延長や納付猶予について適切な措置を講じるよう、厚労省から各健保組合あてに通知されているため、何らかの対応があると思われます。

・税金の猶予

国税については、猶予を認めるかどうかの税務署の審査があります。認められれば原則1年間、状況に応じて更に1年間猶予される場合もあります。また、猶予期間中の延滞税が軽減あるいは免除され、財産の差押えや換価(売却)も猶予されます。

地方税についても、1年間の納税猶予や延滞税の免除が受けられることとなっています。

・公共料金の猶予

電気・ガス料金のほか、水道・下水道、NHK、固定電話・携帯電話の使用料、公営住宅の家賃の支払いが困難な生活者・事業者は、申し出ることにより支払いが繰り延べられます。電気・ガスは今のところ5月分までの料金が1か月の繰り延べとなっていますが、延長される可能性もあります。(クルー 浅田里花)